

このような資産があれば申告してください！

例示	業種	主な償却資産の内容
	不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、寄宿舎、駐車場業（貸付を含む）、売電事業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車場舗装・設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
	製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
	建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、舗装路面 など
	店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
	理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、箱文字看板、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容椅子、ルームエアコン、消毒殺菌設備、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
	ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、箱文字看板、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
	農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷庫 など

実地調査システム

市では、毎年、償却資産の適正な申告を行っていただくために、市内にある事業所などに対して計画的に実地調査を行っています。

この調査は法令に基づくものです。調査対象となった事業所は減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表の準備など、ご協力をお願いします。

また必要に応じて工事内訳書やリース資産契約書、仕訳帳、総勘定元帳なども照合・確認しますので、ご協力をお願いします。

なお、訪問日については事前に連絡をお願いします。

※申告の必要があるにもかかわらず申告をしていないと、法令により遡及課税や延滞金の対象となりますので、ご注意ください

固定資産税（償却資産）の申告制度

税の申告は、一般的に市県民税や所得税などの申告がよく知られていますが、固定資産税（償却資産）にも

申告制度があります。この制度は、事業者（個人を含む）が事業（非営利目的も含む）に使用するために所有する資産（減価償却資産）について毎年1月1日現在の状況を申告する制度で、所有者に申告の義務

が課せられています。土地・家屋以外で所得税法や法人税法で減価償却資産として計上しているもの（固定資産台帳、減価償却資産明細書）から自動車税、

軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産、生物などを除いたもの

申告期限

償却資産を所有した年の翌年1月31日まで

事業者の皆さんへ償却資産を申告していますか

課課税課（市役所2階4番窓口） ☎32・2016

住宅用太陽光発電システム設置補助制度

☎新エネルギー環境政策室（市役所1階1番窓口） ☎32-2051

市では、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を進めるため、太陽光発電システムを設置する人に補助を行っています。

■制度の概要

申請受付	4月28日(月)～11月10日(月)の執務時間内（先着順）
補助金額	太陽電池モジュールの公称最大出力1KW当たり1万5千円（上限6万円）
対象者	次のすべてに当てはまること ○市内の自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置、または、対象システムを設置した建売住宅を購入予定で、電力会社と電灯契約*1をしている、または、契約予定の人 ○市税などの滞納がない人 ○津山環境倶楽部*2に入会する人 *1 電灯契約とは、照明や家庭用電気機器の利用などの目的で電気を使う一般的な契約 *2 住宅用太陽光発電システム設置により、二酸化炭素排出削減量をクレジット化して、市の環境施策に有効利用するための任意団体
対象システム	以下のすべての要件に当てはまるもの ○法の規定による認定を受けている ○公称最大出力が10KW未満 ○低圧配電線と逆潮流有りで連携している ○未使用
申込方法	設置工事着手前に新エネルギー環境政策室に直接申し込む

※詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

日本赤十字社社費募集

☎生活福祉課（市役所1階12番窓口） ☎32-2063

日本赤十字社は、明治10年、日本赤十字社法に基づいて設立されました。その事業は、日本赤十字社を通じて社会に奉仕をしようとする人（社員）から寄せられる協力資金（社費）によって支えられています。本年度も町内会を通じて、社員の新規加入や社費の継続納入を募集しています。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

社費（年額） 普通社員＝500円または1,000円、特別社員＝2,000円以上

社費の用途 大地震などの災害救護活動（救護班の派遣、毛布など物資の備蓄や供出など）、赤十字奉仕団（人道的なさまざまな活動を実践するボランティア組織）の活動、AEDを使った救急法などの講習会など

国民年金保険料免除申請の期間拡大

☎保険年金課（市役所1階7番窓口） ☎32-2072、または各支所市民生活課、津山年金事務所（田町） ☎31-2363

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月から、申請時点の2年1カ月前の月分まで、さかのぼって申請できるようになりました。

■保険料免除制度 本人・配偶者・世帯主の申請期間に対応する前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）が免除されます

■若年者納付猶予制度 本人（30歳未満の人）・配偶者の申請期間に対応する前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます

免除・猶予の期間 申請時点の2年1カ月前の月～平成26年6月

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑（代理人が申請する場合）、離職票または雇用保険受給資格者証（失業のため申請する場合）

※詳しくは、お問い合わせください